

教育委員会定例会

日時：令和4年2月21日（月）

午後1時30分～午後2時00分

場所：防災コミュニティセンター205会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和、山田貴子

事務局及び出席者：富士川参事、青木社会教育課長、大滝図書館長、二見美術館副館長
高橋学校教育課副課長、石井指導主事、菅沼学校教育課管理係長
西山社会教育課係長、小田主任主事

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和4年湯河原町教育委員会2月定例会を開会いたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、西山委員、山田委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それではまず、非公開とする案件につきまして、お諮りします。（1）議決事項 議案第29号 専決処分の承認についてにつきましては、個別の情報を含む案件でございます。議案第30号 湯河原町教育委員会人事についてにつきましては、人事に関する案件であります。議案第38号 令和3年度特別支援教育就学奨励費の決定についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。（2）協議事項 協議第54号 町立学校における臨時休業についてにつきましては、公開までに時間を要する案件でございます。協議第55号 湯河原町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正についてにつきましては、町規則の改定で未確定の要素を含む案件であります。これらについて、会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この5件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和4年1月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和4年1月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

菅沼管理係長 お手元の令和4年1月教育委員会定例会議事録をお願いいたします。

※ 修正なし

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和4年1月教育委員会定例会議事録については承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和4年1月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第31号 令和4年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第31号 令和4年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第31号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第31号 令和4年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 説明)

・学校保健安全法第23条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第31号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 第四次湯河原町子ども読書活動推進計画について

菅沼教育長 次に、議案第32号 第四次湯河原町子ども読書活動推進計画についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大滝図書館長 議案第32号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第32号 第四次湯河原町子ども読書活動推進計画について 説明)

・第四次湯河原町子ども読書活動推進計画を定めるため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第32号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。本推進計画は3月の議会常任委員会に報告する予定でございます。

議案第33号 令和4年度湯河原町教育委員会基本方針について

菅沼教育長 次に、議案第33号 令和4年度湯河原町教育委員会基本方針についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第33号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第33号 令和4年度湯河原町教育委員会基本方針について説明)

- ・令和4年度湯河原町教育委員会基本方針を定めるため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第33号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和4年度学校の休業日について

菅沼教育長 次に、議案第34号 令和4年度学校の休業日についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第34号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第34号 令和4年度学校の休業日について 説明)

- ・湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第2項の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。(4)夏季休業については、規則上は8月31日になっています。29日が曜日の関係でずれることはありますが、そこを4年度の休業日を決定するというのでやらせていただきます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第34号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和4年度幼稚園の休業日について

菅沼教育長 次に、議案第35号 令和4年度幼稚園の休業日についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第35号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第35号 令和4年度幼稚園の休業日について 説明)

- ・湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則第5条第2項の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第35号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 令和4年度学校の夏季休業中における日直及び宿直を置かない日について

菅沼教育長 次に、議案第36号 令和4年度学校の夏季休業中における日直及び宿直を置かない日についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第36号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第36号 令和4年度学校の夏季休業中における日直及び宿直を置かない日について 説明)

- ・教職員の働き方改革推進の一環

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。この間は学校の電話を留守電にしますので、学校への電話は教育委員会事務局で受ける形になります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第36号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 令和4年度幼稚園の夏季休業中における日直を置かない日について

菅沼教育長 次に、議案第37号 令和4年度幼稚園の夏季休業中における日直を置かな

い日についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第37号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第37号 令和4年度幼稚園の夏季休業中における日直を置かない日について 説明)

・町立幼稚園職員の働き方改革推進の一環

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第37号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 令和4年度町立湯河原美術館の休館日について

菅沼教育長 次に、議案第39号 令和4年度町立湯河原美術館の休館日についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

二見美術館副館長 議案第39号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第39号 令和4年度町立湯河原美術館の休館日について 説明)

・館内作業日等を設定することで、施設メンテナンス作業、展示替え作業を区分けし、効率よく実施できるようにするため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

貴田委員 青い印の本来休館日というのは、本年度は休館日ではなかったけれども、来年度から休館日にするという認識でよろしいですか。

二見美術館副館長 そのとおりです。

菅沼教育長 令和4年度は6月からということですが、令和5年度からについては、年内に翌年度4月からの休館予定を事務局で決定し、12月定例会で出させていただくということを考えております。他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第39号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第56号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見について
菅沼教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第56号 旅館業法第3
条第4項の規定に基づく施設環境の意見についてを案件といたします。事務局から協
議理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 協議第56号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第56号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の
意見について 説明)

・当該施設と湯河原町ヘルシープラザとの距離が概ね100m以内の距離であること
が判明したことから回答するもの

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第56号を
挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおりと決定いたしました。

協議第57号 令和4年度湯河原町学童保育所入所児童について

菅沼教育長 次に、協議第57号 令和4年度湯河原町学童保育所入所児童についてを案
件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 協議第57号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第57号 令和4年度湯河原町学童保育所入所児童について
説明)

・令和4年度 3校合計149名

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第57号を
挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおりと決定いたしました。

協議第58号 令和4年度当初予算(案)について

菅沼教育長 次に、協議第58号 令和4年度当初予算(案)についてを案件といたしま
す。事務局から協議理由の説明をお願いします。

富士川参事 協議第58号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第58号 令和4年度当初予算(案)について 説明)

・教育費 7,646万9,000円の増額 増減率10.88%

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。こちらの当初予算案については、2月16日に記者発表し、新聞報道等されているものでございます。教育費については7,600万円ほどの増ということですが、何が増になったんですか。

富士川参事 詳細な資料が手元にございませんで、後ほどご報告いたします。

菅沼教育長 何か質疑はございませんか。

貴田委員 放課後児童健全育成事業というのは、学童保育の関係の予算ですよ。

青木社会教育課長 そうです。

貴田委員 それも教育委員会の予算の中に含まれるんですね。

青木社会教育課長 そうです。

貴田委員 学童保育の運営内容等には、あまり口出しできない印象があります。令和4年度は6,000万円ほどの予算になっています。たとえば、経費を減らさなければいけないとなったときに、教育委員会として提案はできるものなんですか。

青木社会教育課長 基本的には、学童保育の運営につきましては、2年半前から民間委託に変わっております。先月、プロポーザルということで公募しましたところ、2社から手が挙がりました。プロポーザルの中で上限額を決めておりますので、その範囲内でプロポーザルということで、金額的には多少下がってきております。プロポーザルによりまして、業者の方に優先執行権を与えておりますので、近々その業者の方の契約が進むと思われま。

菅沼教育長 業務委託はしておりますが、やっているのは町がやっていることになりましてから、お金云々を安くしろというのはなかなか厳しいと思いますが、運営に関して何か意見があれば、教育委員会から業者に言うことというのは、当然、発注者側ですから、それはできます。子どもが減ってきておりますので、業務委託料も少しずつ安くなってきております。

青木社会教育課長 子どもさんの費用というのは運営費から充てられます。学童保育も250人の定員に対して、令和4年度は約150人ですから、運営に対する人員の配置等は縮小しつつあります。令和5年度からは定員を210人にして、3年後には190人に下げていく。そうすると事業規模が圧縮されますので、安くはなってくる計算になります。

貴田委員 わかりました。

菅沼教育長 他に質疑はございませんか。

西山委員 学校遊具について、経年劣化による撤去となっておりますが、学校側の要望として、修理や交換というのはなく、撤去してほしいということだったんですか。

富士川参事 学校側からは修繕や新たな設置という要望は出ておりますが、枠が残っているブランコとか、湯河原小学校の冒険岩など、そういったものを撤去してほしいという要望がございましたので、まずは令和4年度に撤去させていただきたいということで、予算要望させていただいたものでございます。

西山委員 では今後については、それぞれの学校から要望等が出てきたときには、もちろん予算面はありますが、対応をするということですか。

富士川参事 修繕や新規の設置等、今後検討してまいります。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第58号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

(3) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症感染防止対策等について

菅沼教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。ア 新型コロナウイルス感染症感染防止対策等について、事務局から報告をお願いします。

富士川参事 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、ア 新型コロナウイルス感染症感染防止対策等について 報告)

・基本的な考え方、留意事項

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございませんか。

山田委員 学校の臨時休業の基準について、保護者の方々はご存知なんですか。

富士川参事 特に周知はしておりません。保健所が逼迫しているとは言え、児童・生徒が感染した場合に保健所に相談して、保健所から指導をいただいておりますので、現在、この運用はしていない状況でございます。

山田委員 湯河原小学校の保護者の方から、学校の再開をして大丈夫なのか、吉浜小学校はオンラインがあるから、ずっと休校しているという問い合わせがあったようです。保護者の間でいろいろな情報が回っていて、どれが真実であり、あるいは真実でないのかというのがわからないまま来ています。どういう条件だったら再開されるのか、あるいは休校なのかというのが、各学校が判断しているのではないかと問い合わせのようです。保護者の方々にも理解していただいた方がいいと思います。

富士川参事 児童・生徒が感染しますと、教育委員会に連絡が来まして、教育委員会が保健所とやりとりをさせていただいておりますので、各学校で判断しているわけではございません。保護者の方々のご不安はあるのかなと思いますが、現状としましては、保健所の指導によりまして、学級閉鎖や臨時休業の判断をさせていただいております。

菅沼教育長 基本的に、ある程度基準が決まったら、周知しなさいという通知が来ているので、本当はやるべきなんです。いま保健所が逼迫していますから、相談できないけれども、ある程度の閉鎖の指針を公表して周知しておくことが必要です。指導については、保健所と協議しながら決めていきますよという二枚看板で行った方がいいと思います。いまはできませんが、それに近づけていきたいと思います。他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

イ 町立湯河原美術館雨漏り改修工事に伴う臨時休館について

菅沼教育長 次に、イ 町立湯河原美術館雨漏り改修工事に伴う臨時休館について、事務局から報告をお願いします。

二見美術館副館長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、イ 町立湯河原美術館雨漏り改修工事に伴う臨時休館について 報告)

・臨時休館日 令和4年2月25日(金)

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

ウ 令和3年度湯河原十景ギャラリートーク&ナイトミュージアムの実績報告について

菅沼教育長 次に、ウ 令和3年度湯河原十景ギャラリートーク&ナイトミュージアムの実績報告について、事務局から報告をお願いします。

二見美術館副館長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、ウ 令和3年度湯河原十景ギャラリートーク&ナイトミュージアムの実績報告 報告)

・イベント実績、売り上げ実績

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

菅沼教育長 それでは、(4) その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 それでは、以上をもちまして、本日の秘密会を除く案件はすべて終了いたしました。